

光回線やスマートフォン等の契約に関する法律が改正されました

光回線やスマートフォン等の契約が電気通信事業法改正により、消費者の保護が充実・強化されました。先月の概要に続き、今月は施行前の事例から施行された現在の考え方を紹介します。

施行前の事例1：詳細な契約内容を記した契約書面が送付されなかった

自宅に電話があり、「手続きは何もしなくてよい。インターネットの利用料金がお得になる。」と、光回線の契約の変更を勧誘された。何もしなくても料金が安くなると思い、変更を承諾した。その後、随分経ってから、「契約ありがとうございます。」と、契約内容の記載もないハガキが届いた。自分が一体何の契約をしたか分からず不安だ。

現在は、新たな契約が成立した際は、ただちに消費者宛てに内容を記載した書面の送付が義務付けられました。有料オプション等も含めて、消費者がどの会社と何を契約し、どこに連絡をすればよいか等が分かるようになりました。

※1 詳細については、広報10月号をご参照ください。ご不明な点は消費生活センターにお問い合わせください。

施行前の事例2：携帯電話を契約したがインターネットにつながりにくい(期間制限有)

3日前、スマートフォンの機種変更をした。使い始めると、電話は問題なくつながるが、インターネットにつながりにくく、とても時間がかかる。原因は携帯電話機本体にあると携帯電話ショップの店員に言われた。スマートフォン契約は12か月以内に解約すると、違約金が発生すると説明されている。

現在は、契約したサービスが初期契約解除か、確認措置の対象か(※1)契約書面に記載されています。定められた期間内に手続きをすれば、違約金なしで通信サービス等の契約解除ができます。初期契約解除制度では、携帯電話機本体は対象外になるため、本体費用は消費者が負担します。



一方、契約したサービスが確認措置の対象で要件を満たした場合は、消費者は本体費用の負担は必要ありません。なお、初期契約解除制度も確認措置のいずれも、契約解除までのサービス利用料等は請求されます。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873 / 企画財政課 ☎ 991-1815

今月は「松伏町小・中学校人権作文集—第18集—」の作品の中から、小学校2年生の作品を紹介します。

人権 それは 愛

ぼくは たすける

ぼくは、おかあさんから「こまった人がいたらいつもたすけなさい。」といわれてきました。おかあさんは、こまった人がいるといつも、こえをかけてたすけています。だからぼくもそういうやさしいところをもったおとなになりたいとおもいました。

はるやすみに、学校のそばのこうさてんでしろいつえをもった目のふじゆうなおとこの人をみかけました。そのとき、ぼくは、おかあさんのことばをおもいだしました。

その人にこえをかけようとおもいましたが、しんぞうがどきどきしてはじめてのことばがなかなかできませんでした。

ゆうきをだして、やっとこえをだしました。「だいじょうぶですか。いま、しんごうは、赤ですよ。」といいました。

そうしたら、その人は、「やさしいですね、ありがとう。」とぼくにいいました。

ぼくは、うれしかったです。からだのふじゆうな人がいたら、そのふじゆうなところをぼくのからだをつかって、まもってあげたいとおもいます。

いえにかえって、おかあさんにはなしたら「えらかったね。」といわれました。

ぼくは、いいことをしてよかったとおもいました。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。